

文京区環境基本計画改定支援業務委託事業者募集要項

1 目的

「文京区環境基本計画」は、社会環境、生活環境、自然環境及び人文・歴史環境等、身近な環境から地球規模の環境までが含まれるものであり、平成 11 年度に策定、平成 28 年度に改定されました。しかし、地球温暖化による自然災害の増加やエネルギー価格の高騰等により、社会情勢や環境対策を取り巻く状況は、大きく変化しています。また、「文京区地球温暖化対策地域推進計画」や「文京区役所地球温暖化対策実行計画」等個別の環境分野に関する計画を見直し及び改定したため、環境基本計画が担う役割をより明確にする必要性も生じています。文京区環境計画の改定に向け、環境基本計画が今後果たしていくべき役割を見据えつつ、区の環境全体に関する現状と課題を把握し、必要なデータの収集・整理・考察等の基礎調査を行うとともに、課題等の整理を行うなど、計画改定業務を実施できる事業者を募集します。選定に当たっては、プロポーザル方式により広く事業者から提案を募集し、総合的な判断により最も適した事業者を選定するものです。

2 業務委託内容

「令和 7 年度仕様書（案）」及び「令和 8 年度仕様書（案）」のとおりに

3 提案限度額

令和 7 年度	10,000,000 円（税抜）
令和 8 年度	10,926,000 円（税抜）
2 か年合計	20,926,000 円（税抜）

※提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とします。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

4 契約期間

基礎調査業務 令和 7 年 10 月下旬から令和 8 年 3 月 31 日まで

改定業務 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこととします。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条第 1 項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 スケジュール

選定スケジュール	(1) 募集要項の公表 令和7年6月27日（金） (2) 質問受付期間 令和7年6月27日（金）から7月15日（火）午後4時まで (3) 質問に対する回答（中間締切） 令和7年7月11日（金） (4) 参加希望書提出期間 令和7年7月16日（水）午後4時まで (5) 質問回答期限（最終締切） 令和7年7月23日（水） (6) 参加申込書及び提出書類受付期間 令和7年8月4日（月）から8月8日（金）午後4時まで (7) 第一次審査（書類審査） 令和7年8月下旬（予定） (8) 第一次審査結果通知発送（全参加事業者） 令和7年8月下旬（予定） (9) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答） 令和7年9月下旬（予定） (10) 最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者） 令和7年10月中旬（予定） (11) 令和7年度委託契約締結 令和7年10月下旬（予定） (12) 令和8年度委託契約締結 令和8年4月1日（水）
----------	---

7 応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を作成し、参加申込書とともに提出してください。

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式番号	備考
1	プロポーザル参加希望書	様式第1号	
2	参加申込書	様式第3号	
3	企画提案書	指定様式無し	
4	本業務にあたる人員体制	様式第4号	
5	業務受託実績	様式第5号	
6	作業日程表	指定様式無し	
7	法人組織図	指定様式無し	
8	法人概要	指定様式無し	
9	令和7年度見積書	様式第6-1号	
10	令和7年度見積書内訳	指定様式無し	
11	令和8年度見積書	様式第6-2号	
12	令和8年度見積書内訳	指定様式無し	
13	辞退届	様式第7号	書類提出後、辞退する場合のみ提出

(2) 提出体裁等

以下のとおり必要書類を調製してください。

ア 提出部数 10部（正本1部・副本1部・選定用ファイル8部）

イ 調製方法

（ア） 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。
正本に添付する書類は原本とします。

（イ） 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。

（ウ） 副本に添付する書類は、正本の写しとします。

（エ） 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入してください。
なお、添付する書類は、上記（1）提出書類の一覧にあるNo. 3～8の正本の写しとします。ただし、添付する書類は事業者名がわからないようにしてください。パンフレット等事業者名の記載された書類は、当該部分を黒で塗抹してください。

（オ） 用紙サイズはパンフレット等を除き、原則A4判とします。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものでも可とします。

（カ） 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付してください。

（キ） 提出書類一式を上記（1）表の順にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにしてください。なお、ページを横長とする場合は、用紙の上を左にしてください。

- (ク) その他別紙「企画提案書等作成要領」を確認してください。
- (ケ) 提出にあたっては一次審査結果通知用の封筒（宛先を記入、110 円切手を貼付したもの）を併せて提出してください。

(3) 提出場所及び提出方法

提出書類の受付については以下のとおり行います。なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなします。

受付期間	令和7年8月4日（月）から令和7年8月8日（金）まで
受付時間	午前9時から午後4時まで
提出方法	持参
提出先	文京区春日一丁目16番21号文京シビックセンター17階 文京区資源環境部環境政策課脱炭素担当
留意事項	ア 令和7年8月8日（金）午後4時を過ぎてなされた申込み又は持参による提出以外の申込みは、理由の如何を問わず、無効とします。 イ 提出書類に重大な不備があった場合は、申込みを無効とする場合があります。 ウ 提出期限後は、原則として、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。 エ <u>書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、110 円切手を貼付したもの）を併せて提出してください。</u> オ 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とします。 カ 提出された書類等は、一切返却しません。 キ 提出された書類等は、無断で事業者の選定以外の目的のために使用することはありません。 ク 提出者は、可能な限り本業務委託の担当者とすることとします。 ケ 一事業者が複数の申込みをすることはできません。 コ 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を令和7年8月13日（水）午後4時まで（必着）に提出してください。

8 提出書類の配布

(1) 期間

令和7年6月27日（金）から令和7年8月8日（金）まで

(2) 配布方法

区ホームページからダウンロードすること。

「まちづくり・環境」→「環境・公害」→「環境に関する計画」→「文京区環境基本計画改定
支援業務委託事業者の募集について（プロポーザル方式）」

9 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査します。

(1) 第一次審査

事業者から提出された企画提案書等をもとに、書類審査により、委託候補事業者を上位3者程度選定します。

(2) 第二次審査

第一次審査で選定された事業者は、企画提案書等に基づき1者当たり20分以内でプレゼンテーションを行ってください。その後、選定委員から20分程度の質疑応答を行います。プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこととします。(パワーポイントの使用も可能です。機器については事前に申告をした場合、プロジェクター及びスクリーンは区が準備します。パソコン及びその他周辺機器については事業者側で準備してください。)

なお、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒(長形3号。宛先を記入、110円切手を貼付したもの)を提出してください。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定します。ただし、区が設定した基準点を下回った候補者は、順位に関わらず選定しません。

(4) 結果の通知

ア 第一次審査結果は、審査を行ったすべての事業者の結果のみを書面により通知します。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知します。

イ 最終結果は、第二次審査を行ったすべての事業者の結果のみを書面により通知します。

ウ 審査の透明性を図るため、次の項目を区ホームページで公表します。

なお、審査結果に係る問合せには応じません。

〔公表する項目〕

(ア) 件名

(イ) 業務概要

(ウ) 選定した日

(エ) 契約交渉順位第一位の事業者名及び所在地

(オ) 契約交渉順位第一位の事業者が提案した見積金額

(カ) 選定結果(参加者名は、番号等に置き換えます。)

10 質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとします。

(1) 受付期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月15日（火）午後4時まで

(2) 受付方法

電子メールにて受け付けます。

ア 件名

「文京区環境基本計画改定業務委託プロポーザル質問（〇〇〇事業者名）」

イ 入力内容

（ア） 法人名

（イ） 所在地

（ウ） 担当部署

（エ） 担当者名

（オ） 電話番号

（カ） FAX 番号

（キ） メールアドレス

（ク） 質問内容

入力内容は、様式第2号「質問書」に記入して、添付してください。

ウ 宛先

文京区資源環境部環境政策課

メールアドレス b550500●city.bunkyo.lg.jp

（●を@に置き換えてください。）

(3) 回答方法

令和7年7月7日（月）までに受け付けた質問は、令和7年7月11日（金）までに区ホームページにて回答します。また、令和7年7月15日（火）までに受け付けた質問及び令和7年7月11日（金）までに未回答となっている質問については、令和7年7月23日（水）までに、プロポーザル参加希望書を提出した全事業者に対し、電子メールで回答します。

11 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条第3号の非公開情報を除き、公開します。

なお、公開の可否は、区が判断します。

12 提供する資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

13 無効・失格

- (1) 提出された企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は無効とします。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とします。
- (4) 他の事業者等の申込等を妨害した場合は、失格とします。
- (5) (1)、(3)及び(4)に該当する場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがあります。

14 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定します。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となった場合、契約交渉順位第1位の委託候補事業者が契約締結までの間に5の参加資格を有しなくなり失格となった場合又は文京区の指名停止処分に該当することとなった場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰上げ、協議を行うこととします。

15 業務実施上の条件

本業務は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類に記載した担当者及び従事者が行うこととします。事業執行担当者の承諾がない限り、それらの者を変更することはできません。また、令和7年度に基礎調査業務を実施した担当者が、令和8年度の計画策定支援業務も引き続き行うこととします。

16 提案内容の取扱い

区は、受託者が申込み時に提案した内容を最大限尊重しますが、協議の中で、提案内容の変更や追加及び中止等を指示する場合があります。提案内容の変更や追加及び中止等の影響が委託料に及ぶ場合は、受託者と協議の上、委託料を変更することがあります。

17 第三者への業務の委託

受託者は、業務のすべてまたは主たるを第三者に委託することはできませんが、事前に区の承認を得た上で、業務の一部を第三者に委託することができます。委託については、その業務の範囲と委託先を事前に区に協議してください。

なお、委託に当たっては、できる限り区内企業の活用に努めてください。

18 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項等の規定により、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となります。受託者及び受託者から本業務の委託を受けたものは、本業務において個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講ずることとします。

19 著作物の取扱い

受託者が委託料により作成した著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む。）は、区に帰属するものとします。

20 その他

本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定します。

21 事業担当

文京区資源環境部環境政策課脱炭素担当 下江・稲葉

〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号 文京シビックセンター17 階

電話 03-5803-1276（直通）

FAX 03-5803-1362

Mail b550500●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に置き換えて使用してください。